

豊田市立寿恵野小学校 P T A 規約

- (名称及び事務局)
第1条 この会は寿恵野小学校 P T A といい、事務局を寿恵野小学校におく。
- (目的及び事業)
第2条 この会は、学校、家庭、社会における児童の幸福な成長を図ることを目的として、次の事業を行う。
(1) 良い父母、良い教師となるように努める。
(2) 学校と家庭との連携を緊密にして、児童の健全な生活を守るとともに福祉の増進を図る。
(3) 児童の生活環境の充実を図る。
(4) 会員相互の教養を高め、親睦を図る。
- (会員)
第3条 この会の会員は、寿恵野小学校に在籍する児童の父母またはそれに代わる人（以下父母という）、寿恵野小学校の教職員含め、この会の趣旨に賛同する人とする。
- (役員)
第4条 この会には次の役員をおき、総会で選出する。
会長1名 副会長2名 書記2名（教師1名） 会計3名（教師1名）
- (役員の仕事)
第5条 役員の仕事は次の通りとする。
(1) 会長は、この会を代表し会務を総括する。
(2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故ある時はこれを代行する。
(3) 書記は、庶務をつかさどり記録を保管する。
(4) 会計は、会計事務にあたる。
- (会計監査)
第6条 この会に会計監査を2名おき、会計を監査する。
会計監査は、総会において選出する。
- (任期)
第7条 この会の役員及び会計監査の任期は1カ年とする。ただし、再選を妨げない。
- (地区委員、学年委員)
第8条 委員の選出
(1) 地区委員 各地区より割当人数を選出する。
(2) 学級委員 各学年より6名を選出する。
(3) 学年委員 前項の学級委員より、学年2名を選出する。
- (会議)
第9条 この会の会議は、次の通りとする。
1 総会 2 学校委員会 3 総務委員会 4 各委員会 5 役員会
- (総会)
第10条 総会は、この会の最高決議機関で次のことを決める。
(1) 規約の改廃
(2) 事業計画、事業報告の承認
(3) 予算の決定、決算の承認
(4) 役員、会計監査の選出
(5) その他必要な事項
- 第11条 総会は定期総会と臨時総会とする。臨時総会は、学校委員会が必要と認めたとき、または会員の10分の1の要求があったときに開催する。
- 第12条 総会の議決は次の通りとする。
(1) 総会は、会員の3分の2以上の出席をもって成立し、出席者の過半数がなければ議決することができない。
(2) 総会を感染症拡大や自然災害等で開催できないときは、P T A 会長の判断で書面審議総会を開催する。書面審議総会は、会員の3分の2以上の委任状兼議決権行使の提出をもって成立し、その過半数がなければ議決することができない。
- (学校委員会)
第13条 学校委員会は、役員、地区委員、学年委員及び教職員代表で構成し、総会に準ずる機関とする。ただし学年委員については決定するまで除くことができる。
学校委員会は、各学期1回以上開催する。
- 第14条 学年委員は、各委員会の連絡調整及び総会の議案の審議をする。
学校委員会は、総会に代わって緊急事項を処理する。その結果については、次の総会で承認を得なければならない。
- (総務委員会)
第15条 総務委員会の構成は次の通りである。
1 役員 2 各委員会の委員長及び副委員長 3 校長
- 第16条 総務委員会は、会長が必要と認めた場合に招集し、次のことを行う。
(1) 予算案の作成
(2) 会則及び細案の検討
(3) 各種事業計画の検討
(4) その他本会の目的にそった各種の計画の立案

(各委員会)

第17条 この活動を推進するために、学校委員会に下記の委員会をおく。

- (1) 成人教育委員会
 - ア 成人教育に関すること
 - イ 会員相互の教養を高め、学校教育並びに家庭教育に関する理解を深めること
 - ウ その他
- (2) 保健厚生委員会
 - ア 児童、会員の健康増進並びに保健管理に関すること
 - イ 会員の福利、厚生に関すること
 - ウ その他
- (3) 環境構成委員会
 - ア 学校、地区の環境美化に関すること
 - イ 施設、設備の保安に関すること
 - ウ その他
- (4) 生徒指導委員会
 - ア 生徒指導に関すること
 - イ 交通安全に関すること
 - ウ その他
- (5) 広報委員会
 - ア P T A 「寿恵野」の編集・発行
 - イ その他
- (6) 学年委員会
 - ア 同学年児童の問題について意見交換をし、子弟の教育に資すること
 - イ 同学年児童の学校生活について理解を深めること
 - ウ 児童と共に活動する機会を持ち、親子が共に学ぶ経験を得ること
 - エ その他

(サークル活動)

第18条 この会の趣旨や目的を推進するために、会員や協賛者による自主的なサークルをおくことができる。

- (1) 寿恵野小学校の児童に良書の読み聞かせを行うサークルとして「おはなしプルプル」をおく。

(役員会)

第19条 役員会は、次のことを行う。

- (1) 本会を運営するために必要事項の協議と各委員会に提出する議案の提出
- (2) 事業の企画及び原案の作成
- (3) 緊急を要する事項の処理

(顧問)

第20条 この会に顧問をおくことができる。

- (1) 顧問は会長の諮問に応じる。
- (2) 顧問は役員会で推薦し、会長がこれを委嘱する。

(経費)

第21条 この会は、次の経費で維持する。

- (1) 会費 月額 1 実家庭 3 5 0 円
- (2) その他の収入

(会計年度)

第22条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会則)

第23条 会則の改廃は、総会の議決によらねばならない。

(細則)

第24条 この会の細則は、この会則に反しない限り学校委員会で決めることができる。

(施行期間)

第25条 この会則は、昭和51年2月 1日より施行する。

昭和52年4月22日一部改正	昭和54年4月27日一部改正
昭和57年4月24日一部改正	昭和61年4月20日一部改正
平成 2年4月14日一部改正	平成 4年4月11日一部改正
平成10年4月20日一部改正	平成11年4月17日一部改正
平成12年4月16日一部改正	令和 2年4月18日一部改正
令和 5年4月15日一部改正	

細 則

(役員選考委員会)

- 1 役員選考委員会の選出については、下記の通り行う。
 - (1) 選考委員会は2月までに結成し、新年度の役員の選考にあたる。
 - (2) 選考委員は、PTA四役(教師は除く)と地区委員より互選されたもので組織する。地区委員の選考委員の選出については、原則として各地区から次のように選出する。
駕鴨2名 渡刈2名 豊栄2名 幸町・隣松寺2名 永覚2名
 - (3) 選考委員会は、それぞれの役員の対し定数または定数をこえる候補者を各地区から考慮して選出し、総会と同時に全会員に告示する。
 - (4) 役員候補者が定数をこえた場合は、総会において選挙し、定数の場合は総会の承認によって決定する。
 - (5) 候補者の選考結果を公表する場合は、発表前に被指名者の同意を得なければならない。
 - (6) 会計監査委員の選出は、役員選挙に準じて行う。
(委員の選出)
- 2 地区委員の選出は、次のように行う。
 - (1) 地区委員の選出は、各地区1名または地区会員の実家庭数に応じて複数名を選出する。ただし、地域の実情によって多少変更することができる。
(各委員会の正・副委員長の選出)
- 3 各委員会の正・副委員長は学校委員会において選出する。
(その他)
- 4 会長に欠員が生じた場合は、副会長が昇格する。任期は前任者の残任任期とする。
- 5 校長は、各委員会に出席し、意見を述べることができる。また、各委員会に所属する職員は、所属委員会に出席し意見を述べるができる。
- 6 この細則は、学校委員会で改正することができる。改正の結果は、次の総会で報告する。
- 7 この細則は、昭和51年2月27日より施行する。
昭和52年4月22日一部改正
昭和53年4月26日一部改正
昭和54年4月27日一部改正
昭和57年4月24日一部改正
昭和61年4月20日一部改正
平成 2年4月14日一部改正
平成11年4月17日一部改正

寿恵野小学校 P T A 慶弔内規

- 第1条 この内規は、寿恵野小学校 P T A 会員の慶弔について定める。
- 第2条 会員及びその家族が死亡した場合は、次の項により弔意を表す。
- (1) 会員、児童の死亡の場合は、香典として10,000円、生花1基(10,000円程度)を贈り、役員が会葬する。児童の場合は、地区及び学級委員の代表も会葬する。
 - (2) 教職員、本会役員の実父母、義父母(同居)が死亡した場合は、香典として5,000円を贈り、役員が会葬する。
 - (3) 上記の場合には淋見舞い(相当額の時価)を持って役員等が通夜にも参列する。通夜の参列については、諸事象を考慮して役員が決定する。
 - (4) その他必要と認められた場合は、その都度協議する。
- 第3条 会員の公傷、児童の疾病については次の項により慰問する。
- (1) 会員の公傷等により入院1週間以上に及ぶ場合は、見舞金3,000円を贈り見舞いする。
 - (2) 児童の疾病により、欠席等が連続10日以上(土・日曜日、祝日を除く)に及ぶ場合は、見舞金2,000円を贈り見舞いする。
- 第4条 教職員の転退職の場合は、次の項により慰労歓送の意を表す。
- (1) 教職員の転退職の場合は、3,000円程度の記念品を贈呈する。ただし、歓送迎会の時に、会費をいただかない。
 - (2) 満1年以上勤務した教職員が転退職した場合は、参加希望者を募り歓送会を開催する。
(年度途中の場合は、年度始めの歓送会に併せて行うこともある)
- 第5条 その他本会に深く拘わる功労者の慶弔には、役員会により協議する。
- 第6条 この内規の改廃は、役員会で行う。

この内規は、平成6年4月1日より実施する。
平成11年1月16日一部改正
平成12年4月16日一部改正
平成21年1月24日一部改正
令和8年4月11日廃止(P T A 役員会承認)

「備考」	会員・児童の通夜・葬儀の参列者の原則
「通夜」	校長 学年主任 担任 P T A 役員 地区役員
「葬儀」	校長 学年主任 担任 学級児童(2名) P T A 役員 学年委員

本内規は役員会決議により
令和8年4月11日より廃止

豊田市立寿恵野小学校 P T A 個人情報取扱内規

(目的)

第1条 豊田市立寿恵野小学校 P T A (以下「本会」という) が保有する個人情報の適正な取扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、役員名簿・委員名簿・事業等の記録や写真及びその他の個人情報の取扱いについて定めるものとする。

(責務)

第2条 本会は、個人情報保護に関する法令を遵守すると共に、あらゆる P T A 活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(定義)

第3条 「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの (他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)
- (2) 個人識別符号が含まれるもの

(管理者)

第4条 本会における個人情報データベースの管理者は、会長とする。

(取扱者)

第5条 本会における個人情報データベースの取扱者は、役員・各委員会委員長とする。

(秘密保持義務)

第6条 個人情報の管理者・取扱者は、職務上知りうることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その職務を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第7条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。また、円滑な P T A 活動をおこなうために以下の情報を取得する。

- (1) 会員氏名・連絡先 (住所・電話・メールアドレス)
- (2) 会員の子どもの氏名・学年・クラス
- (3) 必要に応じ、会員や会員の子どもの写真

(周知)

第8条 個人情報取扱いの方法は、総会資料や広報等で会員に周知する。

(利用)

第9条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行う。

- (1) P T A 会費の集金業務、管理業務
- (2) P T A 関連文書の送付ないし配布
- (3) 役員・会計監査・会員・委員会・子ども会等の名簿の作成
- (4) 委員選出並びに役員等の選考活動、その他の P T A 活動実施
- (5) 広報誌、P T A ホームページへの掲載

(利用目的による制限)

第10条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規約により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第11条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。また、不要となった個人情報は、管理者立合いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管および持ち出し等)

第12条 個人情報を取り扱う電子機器等については、ウイルス対策ソフトを入れる等適切な状態で保管することとする。また、個人情報を持ち出す場合は、電子メールで個人情報を送付する場合は、ファイルにパスワードをかける等して、適切に個人情報を管理することとする。

(第三者への提供の制限)

第13条 個人情報は次のいずれかに該当する場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者に提供する場合の記録の作成)

第14条 本会は、前条の規定に基づいて個人情報を第三者に提供してときは、次の項目について記録を作成し、保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する個人情報の対象者(本人)の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 対象者(本人)の同意を得ている旨(前条第1号から4号までの場合を除く)

(第三者に提供を受ける際の記録の作成)

第15条 第三者から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し、保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける個人情報の対象者(本人)の氏名
- (4) 対象者(本人)の同意を得ている旨(第13条第1号から4号までの場合を除く)

(情報の開示等)

第16条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除等を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第17条 個人情報を漏えい、紛失等した場合や、そのおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告し、適切な対応を行う。

(研修)

第18条 本会は、個人情報の取扱者に対して、定期的に、個人情報の取り扱いに関する研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第19条 本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改定)

第20条 法令の改正または実務上の不備が生じた場合は、役員会において審議し、その承認をもって改定することができる。なお、本規則を改定した場合は、第8条に定める周知方法をもって会員へ周知するものとする。

附則 本内規は、令和5年4月16日より施行する。